

## 宮城大学大学院長期履修規程

平成21年4月1日

規程第153号

### (趣旨)

第1条 宮城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第17条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し、必要な事項を定める。

### (長期履修の対象者)

第2条 本学大学院において、長期履修を認めることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 職業を有し、かつ就業している者で、大学院学則第16条第1項に定める標準修業年限（以下「標準修業年限」という。）で修了することが困難であると認められる者
- 二 育児、介護等により標準修業年限で修了することが困難であると認められる者
- 三 その他やむを得ない事情を有すると認められる者

### (長期履修期間)

第3条 長期履修の期間は、博士前期課程においては4年、博士後期課程においては5年を超えない範囲とし、1年を単位として認めるものとする。

### (在学年限)

第4条 長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）の在学年限は、博士前期課程においては4年、博士後期課程においては5年とする。

### (休学期間)

第5条 長期履修学生の休学期間は、前条に定める期間には算入しない。

### (申請手続)

第6条 長期履修を希望する者は、指導教員の承諾を得た上で、長期履修許可申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、学長に申請しなければならない。

- 一 長期履修が必要であることを証明する書類
  - 二 その他研究科長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による申請は、原則として入学時に限り認めるものとし、入学手続期間の最終日までに行わなければならない。
- 3 入学後に、第2条に定める事由が生じた場合は、真にやむを得ない場合に限り認めるものとし、第1項の規定による申請は、最終年次開始日の2ヶ月前までに行わなければならない。

### (長期履修の許可)

第7条 学長は、前条の規定による申請があったときは、当該学生が所属する研究科の教授会（以下「研究科教授会」という。）の議を経て、長期履修の可否を決定する。

## 第2編教育 大学院長期履修規程

- 2 学長は、前項の規定により長期履修の可否を決定した場合は、様式第2号により、学生にその結果を通知するものとする。
- 3 長期履修学生が、長期履修を希望する理由として申請した内容に変更が生じた場合には、速やかに研究科長に報告しなければならない。

### (長期履修期間の変更)

第8条 長期履修学生が、当該長期履修期間の短縮又は延長を希望する場合は、長期履修期間変更申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して、学長に申請しなければならない。

- 一 長期履修許可通知の写し
  - 二 その他研究科長が必要と認める書類
- 2 前項の規定により長期履修期間の短縮を申請する場合は、原則として次の各号に定める期日までに行わなければならない。
    - 一 長期履修期間の1年短縮を希望する場合は、長期履修期間の最終年次の前年度の開始日の2ヶ月前まで
    - 二 長期履修期間の2年短縮を希望する場合は、長期履修期間の最終年次の前々年度の開始日の2ヶ月前まで
  - 3 第1項の規定による長期履修期間の延長の申請は、真にやむを得ない場合に限り認めるものとする。この場合において、申請は長期履修期間の最終年次開始日の2ヶ月前までに行わなければならない。
  - 4 長期履修期間の変更は、在学中1回限りとする。
  - 5 前条の規定は、第1項の申請に準用する。

### (長期履修の許可の取り消し)

第9条 学長は、長期履修学生が法令及び大学院学則等本学の規則規程に違反する行為をしたとき、または、長期履修に関し、虚偽の申請をしたことが判明したときは、研究科教授会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

### (授業料)

第10条 長期履修に係る授業料の額については、別に定める。

### (委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は各研究科において別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度入学者から適用する。
- 2 平成21年度入学者にあっては、第6条第2項の規定にかかわらず、平成21年4月20日までに申請のあった者については、第6条第2項第1号に定める期限までに申請があつたものみなす。

### 附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正後の宮城大学大学院長期履修規程は、平成25年度入学生から適用し、こ

## 第2編教育 大学院長期履修規程

の規程の施行の日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

### 附 則 (H29.2.22 第119回理事会)

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この改正による改正後の宮城大学大学院長期履修規程は、平成29年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

## 第2編教育 大学院長期履修規程

様式第1号（第6条関係）

### 長期履修許可申請書

年 月 日

宮城大学長殿

研究科 \_\_\_\_\_ 課程 \_\_\_\_\_  
学籍番号（受験番号） \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

下記のとおり長期履修を希望するので、宮城大学大学院長期履修規程第6条の規定に基づき申請します。

記

入学年月日	年 月 日		
希望する履修期間	年 月 日～ 年 月 日 【 年間】		
長期履修を希望する理由			
履修計画			
勤務先	名 称		職種
	所属・役職等		
	所 在 地		
現 住 所			
指導教員の意見	所属・職 氏名 印		

## 第2編教育 大学院長期履修規程

様式第2号（第7条関係）

年　月　日

学籍番号

学生氏名 殿

宮城大学長

### 長期履修許可申請について（通知）

平成 年 月 日付けで申請のあったことについては、審査の結果、下記のとおり決定したので通知します。

記

入学年月日	年　月　日
現在の履修期間	年　月　日～　年　月　日 【　年間】
申請した履修期間	年　月　日～　年　月　日 【　年間】
審査結果	許可 (又は 不許可)

## 第2編教育 大学院長期履修規程

様式第3号（第8条関係）

### 長期履修期間変更申請書

年 月 日

宮城大学長殿

研究科 課程

学籍番号（受験番号）

氏名

印

許可された長期履修期間を下記のとおり変更したいので申請します。  
記

入学年月日	年 月 日		
許可済の履修期間	年 月 日	～	年 月 日 【 年間】
変更後の履修期間	年 月 日	～	年 月 日 【 年間】
長期履修期間を 変更する理由			
変更後の 履修計画			
※以下は変更があった場合のみ記入			
勤務先	名 称		職種
	所属・役職等		
	所 在 地		
現 住 所			

指導教員の意見	所属・職 氏名	印
---------	------------	---